

入札参加資格審査 電子申請の手引き（県内業者）

大臣許可業者及び経営事項審査を電子申請する知事許可業者は、電子申請により入札参加資格審査を行います。審査項目、審査基準等は、入札参加資格審査を面談申請する場合と同様ですので、「秋田県建設工事入札参加資格審査（令和９・１０年度適用）申請の手引（令和８年７月改訂）」をご確認ください。

1 申請期間

令和８年１１月２日（月）～令和９年１月２９日（金）

上記期間中に随時受け付けます。経営事項審査の結果通知を受領した後に申請してください。

※令和９年１月２９日までに結果通知が届かないおそれがある場合は、添付せずに申請してください（ただし、経営事項審査の申請後に限る。）。この場合は結果通知が届き次第、別途提出していただきます。

2 申請方法

「Grafferスマート申請」を利用します。

美の国あきたネットに記載のリンクから申請してください。

3 面談審査

原則として面談審査は行いません。

4 申請書類

必要な書類の様式は、建設政策課ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/93591>

5 添付書類（データ）

次の書類を添付してください。（白黒データ可）

なお、特段の記載がない限り、代表者印の押印は不要です。

審 査 事 項	添 付 書 類 （ デ ー タ ）
申 請 内 容 全 般	○建設工事入札参加資格審査申請書 ※「完成工事高計算表」は、一般土木工事、法面工事、建築一式工事、解体工事のいずれかを申請する場合に作成してください。また、「技術職員名簿」も忘れずに作成してください。
完 成 工 事 高	○工事経歴書 ※一般土木工事、法面工事、建築一式工事、一般塗装工事、路面標示工事、解体工事のいずれかを申請する際に作成してください。
最 高 元 請 実 績	○契約書及び請負代金の受領が確認できる通帳、領収書等 ※一般土木工事、建築一式工事及び舗装工事のいずれかの工種を申請する場合に添付してください（各工種の審査基準日以前24か月間に元請として完成した工事のうち、一件の金額が最高額であるもの。）。 ※最高元請の工事の請負形態がJVの場合は共同企業体協定書も添付してください。 ※契約の変更があった場合を除き、 <u>複数の契約を一件にまとめることはできません。</u> ※通帳、領収書等は対象工事の請負代金の入金が分かるようにマーカー等で明確にしてください。
障 害 者 雇 用 （該当する場合）	○身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ○被雇用者であることが分かる書類 ※審査事項「職員の常勤性」の添付書類を参考にしてください。
保護観察対象者等 雇用 （該当する場合）	○更生保護の協力雇用主登録に関する証明書 ※審査基準日以降に秋田保護観察所に依頼し、証明書の発行を受けてください。
秋田県SDGsパートナー登録 （該当する場合）	○秋田県SDGsパートナー登録証 ※登録期間が審査基準日を含んでいることを確認してください。
健康経営優良法人 認定 （該当する場合）	○国（経済産業省）の健康経営優良法人認定又は秋田県の健康経営優良法人認定の認定証 ※認定期間が審査基準日を含んでいることを確認してください。
gBizIDの取得 （該当する場合）	○事業者ログイン画面（マイページ）
地域貢献活動 （該当する場合）	○地域貢献活動実施申告書 ※「地域貢献活動証明欄」について、証明者の署名又は記名押印が必要。 ○関係者からの証明書等（「地域貢献活動証明欄」を使用しない場合）

男女共同参画 (該当する場合)	添付書類はありませんが、 <u>男女共同参画推進課が定める期間までに同課へ申請し、加対象者である旨の認定を受けてください。</u>
若年者等雇用 (該当する場合)	○若年者等雇用申告書 また、対象の若年者等に係る次の書類を添付してください。 ●対象者が新規学卒者の場合・・・卒業証明書 ●対象者が新規学卒者以外の場合・・・次のいずれか ・採用直前に在籍していた会社に係る退職証明書 ・雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書 ・雇用保険被保険者離職票-1 兼資格喪失確認通知書(被保険者通知用) ○社会保険被保険者標準報酬決定通知書（通知後に資格取得又は喪失した場合は、その通知書） ※対象者の被保険者整理番号並びに対象者以外の被保険者整理番号、被保険者氏名及び生年月日は、マスキングしてください。 ○雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届 ○住民票 ※令和8年11月1日以降に発行されたものを添付してください。 ※「住民となった日」又は「住所を定めた日」から住民票の写しの発行日までの期間により「県内在住者」であるかを確認します。 ※個人番号（マイナンバー）が記載されていないものに限りです。
4週8休の達成状況(該当する場合)	○就業規則または休日カレンダー ※原則として労働基準監督署の受付印があるもの。
県税の納税状況	○県税納税証明書（県税全般に滞納がない旨の証明） ※建設政策課に対し、秋田県総合県税事務所が県税の納税状況に関する情報を提供することに同意する場合は添付不要です。 ※上記の同意をされない場合、申請日のおおむね1週間前以内に発行されたものを添付してください。 ※建設業許可申請の際の事業税の納税証明書とは異なるので注意してください。
消費税の納税状況	○消費税納税証明書（消費税及び地方消費税に滞納のない旨の証明書） ※納税証明書は、申請日のおおむね1週間前以内に発行されたものを添付してください。 ※経営事項審査で必要とされている納税証明書とは異なるもので、注意してください。
社会保険等の加入の状況	○審査基準日の月を含む社会保険料納入証明書（一括用のみ・未納の有無を証明する場合）。社会保険料納入確認書も可。 ※健康保険料と厚生年金保険料を別々に納めている場合（組保管掌健康保険に加入している場合等）、それぞれについて確認書を提示してください。

	※健康保険被保険者適用除外承認を受けて国民健康保険組合（中建国保、建設国保等。）に加入している場合、上記社会保険料納入確認書に加え、次のいずれかの書類を提示してください。 a 国民健康保険組合が発行する加入証明書又は保険料納入証明書 b 全員の保険料払込証明書又は被保険者証の写し ※厚生年金保険に加入していない場合、健康保険被保険者適用除外承認証又は健康保険の適用除外承認を受けていることが分かる年金事務所の証明書も合わせて提示してください。 ○直近の労働保険保険料申告書とその領収書 ただし、令和8年6月30日以前の旧基準による「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」を添付する場合は、本通知書にて確認しますので、いずれも省略可能です。
職員の常勤性	○社会保険被保険者標準報酬決定通知書（通知後に資格取得又は喪失した場合は、その通知書） ※対象者の被保険者整理番号並びに対象者以外の被保険者整理番号、被保険者氏名及び生年月日は、マスキングしてください。 ※技術職員名簿の通番を記入してください。 ○雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届又は雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 ※技術職員名簿の記載順に並べ替えの上、右上に技術職員名簿の通番を記入してください。 ○社会保険及び雇用保険又はどちらか一方に加入していない職員がいる場合は、当該職員の給与所得の源泉徴収簿、源泉所得税を納付したことを証する書類、賃金台帳又は出勤簿 入札参加資格申請の技術職員名簿に記載された職員全員のものがが必要です。ただし、県知事許可業者においては経営事項審査の技術職員名簿に記載した職員のものは不要です。
技術職員の資格	○合格证、資格者証、卒業証明書、実務経験証明書等 ※「土木施工管理技士（1級・2級）」、「1級建築施工管理技士」及び「2級建築施工管理技士（建築・躯体）」の技術者を解体工事の技術者として申請する場合、平成28年度以降に実施された技術検定の合格者にあつては合格証明書、平成27年度以前に実施された技術検定の合格者にあつては登録解体工事講習の修了証又は当該技術検定の合格後解体工事に関し1年以上の実務の経験を有することを証する書面を添付してください。 なお、前回の入札参加資格審査（定期年）で申請した技術職員の内容に変更がない場合は、当該職員の資格者証等の添付を省略できます。 ただし、次の者は提示を省略できません。

	○のり面施工管理技術者及び舗装施工管理技術者…各資格者証 ○登録基幹技能者講習修了者 …講習修了証 技術職員名簿の記載順に並べ替えの上、右上に技術職員名簿の通番を記入してください。
--	---

そ の 他	○経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 ※審査基準日が令和7年10月1日から令和8年9月30日までのもの。 <u>当該審査基準日における経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が複数ある場合は最新のものを提出してください。</u> ※令和9年1月29日までに結果通知が届かないおそれがある場合は、添付せずに申請してください。この場合は結果通知が届き次第、別途提出していただきます。 ○委任状 ※入札参加資格審査申請を行う建設業者に代わって行政書士等が本申請に係る書類作成または申請手続きを行う場合には委任状（任意様式）を添付してください。
-------	---

6 工事経歴書について

次の建設工事については細分類し、それぞれ審査対象事業年度分の工事経歴書を作成してください。作成方法は経営事項審査と同様ですので、経営事項審査の手引きの56～62ページをご確認ください。

工事の種類	作成方法
土木一式工事	「総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を解体する工事」の完成工事高がある場合のみ、「総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を解体する工事」及び「それ以外の土木一式工事」に2分類して、それぞれ別葉で作成
建築一式工事	「総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事」の完成工事高がある場合のみ、「総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事」及び「それ以外の建築一式工事」に2分類して、それぞれ別葉で作成
とび・土工・コンクリート工事	「とび工事」の完成工事高がある場合のみ、「とび工事」及び「土工・コンクリート工事」に2分類して、それぞれ別葉で作成
塗装工事	「路面標示工事」の完成工事高がある場合のみ、「一般塗装工事（建築系・鋼橋）」及び「路面標示工事」に2分類して、それぞれ別葉で作成